

特別試験研究費税額控除制度のよくあるご質問事項

令和5年4月

経済産業省 技術振興・大学連携推進課

※特別試験研究費税額控除制度を適用するにあたっては、手続の詳細を記載したガイドラインもございますので、併せて参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/tax/r5guideline.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/r5guideline.pdf)

【特別試験研究費税額控除制度（以下、OI型）を利用するにあたって】

1. OI型を利用するにあたって必要な手続きを教えてください

<答>

共同試験研究又は委託試験研究を行う相手先が国の定める特別研究機関等かそれ以外かで、必要な手続きが異なります。

（1）特別研究機関等の場合

- ・共同試験研究又は委託試験研究の契約書に必要な事項を記載すること
- ・共同試験研究又は委託試験研究を行う相手先から、特別試験研究費の額に関する認定を受けること
- ・税額申告にあたって、確定申告書等に認定書の写しを添付すること

（2）特別研究機関等以外の場合

- ・共同試験研究又は委託試験研究の契約書に必要な事項を記載すること
- ・専門家から、特別試験研究費の額に関する確認を受けること
- ・共同試験研究又は委託試験研究を行う相手先から、特別試験研究費の額に関する確認を受けること
- ・税額申告にあたって、確定申告書等に第三者による確認報告書及び相手方による確認報告書の写しを添付すること

2. OI型を利用するにあたって、経済産業省に提出する書類はありますか

<答>

経済産業省に提出する書類はございません。

3. 書類について押印は必要でしょうか。

<答>

「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、行政手続における押印の見直し等を行うこととされたことから、必ずしも押印は必要ございません（但し、押印することを妨げません。）。

4. 契約金額の下限はありますか。

<答>

申告法人が中小企業者又は農業協同組合等でない場合であって、必要な費用の総見込額が50万円以下である場合には、特別試験研究費税額控除制度の適用対象外となります。

5. 特別試験研究費として税務申告の対象とした試験研究費は、一般型の試験研究費に算入することができないということで良いでしょうか。

<答>

ご理解のとおりです。二重適用はできません。

6. ガイドラインにおいて参考様式に記載のある契約書、内訳書、確認書などの様式については、文言を修正して構わないでしょうか。

<答>

必要な記載事項（財務省令で定めるもの）が記載されているのであれば修正いただいても構いません。また、その他法令に定めのない事項については、必要に応じて修正・削除いただいても構いません。

【OI型の契約にあたって】

7. 契約書に記載すべき事項を教えてください

<答>

- (1) 契約を締結する相手先がどこか
- (2) 共同試験研究か委託試験研究か

により、契約書に記載する必要のある事項は異なります。特別試験研究費税額控除制度ガイドラインの目次「Ⅱ. 個別の制度」より、どの類型に該当するかを確認した上で、それぞれのページを参照ください。

8. 契約書に記載する際に、記載例はありますか

<答>

特別試験研究費税額控除制度ガイドラインの p.111～p.119 を参照ください。

9. ガイドラインにおける「契約又は協定に記載すべき事項の記載例」によらず、申告法人等の契約様式を使っても差し支え無いでしょうか。

<答>

必要な記載事項（財務省令で定めるもの）が記載されていれば、その他の様式を用いても構いません。※詳細は、特別試験研究費税額控除制度ガイドライン参照

10. 契約を締結するに際し、「費用の分担及びその明細」は、契約書に附属する文書により双方で合意する形をとることも可能でしょうか。

<答>

可能です。ただし、契約書に附属する文書が、契約書と一体であることが分かるようにしておく必要があります。

11. 契約の締結を行う者（申告法人）は、代表取締役でなければならないのでしょうか。

<答>

契約の締結を行う権限があることを説明できる者であれば、代表取締役以外の方でも構いません。

12. 研究の実施期間中に契約額を変更する場合の取扱いを教えてください。

<答>

研究目的や内容が変更になったことに伴い契約額が変更になった場合にあっては、契約変更の手続きを行ってください。この際、実績の支出額と契約額が異なっても構いません。

【認定について】

13. 認定を受けるために必要な手続きを教えてください

<答>

認定申請書を特別研究機関等に提出する必要があります。

認定申請書の様式につきましては、以下の HP より取得してください。

[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/tax/shinseiyoushiki.html](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/shinseiyoushiki.html)

【第三者による確認について】

14. 確認を行う「専門家」とはどのような方でしょうか

<答>

- ・公認会計士若しくは監査法人
- ・税理士若しくは税理士法人
- ・監査役、監査委員若しくは監査等委員

が該当します。詳細は、特別試験研究費税額控除制度ガイドラインにおける個別制度内の「特別試験研究費の額の確認」を参照ください。

15. 確認報告書の様式の入手方法を教えてください

<答>

確認報告書の様式につきましては、以下の HP より取得してください。

[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/tax/shinseiyoushiki.html](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/shinseiyoushiki.html)

【相手方による確認について】

16. 確認報告書の様式の入手方法を教えてください

<答>

確認報告書の様式につきましては、以下の HP より取得してください。

[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/tax/shinseiyoushiki.html](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/shinseiyoushiki.html)

17. 大学等との共同試験研究又は委託試験研究において、大学の作成する確認書の作成者は学長でなくてもよいでしょうか。

<答>

確認書の作成を行う権限があることを説明できる者であれば学長以外の方でも構いません。

18. 契約書の締結時には、費用の明細に間接費用も含まれていたものの、相手方の作成する確認書の金額には間接費用分が入っていなかったが、間接費用を含めることはできないのでしょうか。

<答>

研究開発に要した費用のうち、申告法人が負担した分が税制の対象となることから間接費用も対象になります。ついては、対象となる費用が算出可能であるのかについて、共同試験研究又は委託試験研究先とご相談ください。

19. 自社外試験研究のみの場合において、申告法人が共同試験研究又は委託試験研究先に支払う費用が、確認書に記載する金額となりますか。（支払った費用＝確認書に記載する金額）

<答>

自社外試験研究で発生した研究開発に要した費用のうち、申告法人が負担した分が税制の対象となります。したがって、必ずしも共同試験研究又は委託試験研究先に支払った費用と一致する訳ではありません。

【2者以上の共同試験研究先との共同試験研究について】

20. 2者以上の共同試験研究において、試験研究費がどの相手方との共同試験研究に係るものなのか明らかにできない場合にあっては、控除率は何%となりますか。

<答>

どの相手方に係る費用なのか明らかでない場合にあっては、控除率は20%となります。

21. 2者以上の共同試験研究において、2者以上の共同試験研究先に研究開発費を支出した場合、相手方による確認書は共同試験研究先ごとに作成することになりますか。

<答>

ご理解のとおりです。

22. 2者以上との共同試験研究において、共同試験研究先が2者以上の申告法人より研究開発費を受けている場合、相手方による確認書は、共同試験研究に際し支出した費用のうち、申告法人が負担した分の合計額を記載することで良いでしょうか。

<答>

申告法人ごとに相手方の確認書を作成する必要があります。

【税務申告について】

23. 申告の際に必要な事項は何でしょうか

<答>

税務申告にあたって、認定申請書の写し、又は、第三者による確認報告書及び相手方による確認報告書の写しなどを税務申告書に添付する必要があります。

※個別の制度より添付する資料が異なりますので、特別試験研究費税額控除制度ガイドラインのそれぞれのページを参照ください。

24. 税務申告書上、特別試験研究費税額控除はどこに記載するのでしょうか

<答>

別表6(14)に記載する必要があります。